
標記の令和2年度第2回目の進める便 (Vol.43)について
次のとおり情報提供させていただきます。

■「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」がとりまとめられました
国土交通省都市局では、様々な分野の有識者に個別ヒアリングを実施し、「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)をとりまとめました。

<新型コロナ危機を契機とした変化と今後の都市政策の方向性(要点)>

都市の持つ集積のメリットは活かして、国際競争力強化やコンパクトシティなどは引き続き進めつつ、「三つの密」の回避など「ニューノーマル」に対応したまちづくりが必要。

- ・ 職住近接のニーズに対応したまちづくりの推進
- ・ まちづくりと一体となった総合的な交通戦略の推進
- ・ 緑やオープンスペースの柔軟な活用
- ・ リアルタイムデータ等の活用による、過密を避けるような人の行動の誘導

<論点整理の概要や本文はこちら>

<https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/covid-19.html>

■都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行されました

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を推進する「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)」が、令和2年9月7日に施行されました。この法律により、「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりに関する新たな制度が予算・税制等とともに創設され、本格的な取組が開始されます。

なお、改正法のうち開発許可等に係る部分については、今後、法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されます。

<詳細はこちら>「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり～ウォークアブルなまちなかの形成～

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000072.html

■<情報提供>県内立地適正化計画の公表について

- ・笠間市が立地適正化計画を10月1日に公表しました。

<https://www.city.kasama.lg.jp/page/page010657.html>

- ・城里町が立地適正化計画を10月1日に公表しました。

<http://www.town.shirosato.lg.jp/page/page004643.html>

■<情報提供>県内立地適正化計画策定状況について<令和2年10月1日時点>

- ・公表済（18）

水戸市，日立市，土浦市，古河市，石岡市，龍ヶ崎市，下妻市，常陸太田市，笠間市，
取手市，牛久市，つくば市，守谷市，坂東市，つくばみらい市，小美玉市，大洗町，城
里町

- ・作成中（12）

結城市，常総市，高萩市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，かすみがうら市，神栖
市
茨城町，東海村，阿見町，境町

■県では「集約と連携のまちづくり」を進めています

県都市計画課では，持続可能な「集約と連携のまちづくり」を進めていくため
改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の作成などの市町村の取組を支援して
います。

計画づくりやまちづくりに関する事業・各種施策など質問・お悩み等ありましたら，お気
軽にご相談ください。